

# ぐんまの子ども・若者支援ネットワーク 会 則

## 第1章 総 則

### (名 称)

第1条 名称は、ぐんまの子ども・若者支援ネットワーク（以下、「本会」という。）という。

### (所在地)

第2条 本会の事務局は前橋市新前橋町13-12、群馬県社会福祉協議会内に置く。

### (目 的)

第3条 本会は、貧困、虐待、いじめ、不登校、ひきこもり、ヤングケアラー、障害、自殺等、複合化、複雑化した課題を抱え、困難な状況の中で生活している子どもや若者及び家族等（以下、「要支援者」という）を支援している個人・団体同士が交流し、支援の輪を広げるための連絡会とする。

### (事 業)

第4条 前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 要支援者を支援している個人・団体同士の交流、情報交換、研修
- (2) 関係機関との連絡および連携
- (3) 要支援者支援に関する広報、啓発
- (4) 要支援者支援に関する情報提供
- (5) 要支援者支援に関する調査研究
- (6) その他、目的達成に必要な事業

## 第2章 会 員

### (正会員及び賛助会員)

第5条 正会員は、群馬県内において、要支援者の支援を行っている個人・団体とする。

2 賛助会員は本会の趣旨に賛同し、本会を賛助する個人・団体とする。但し、賛助会員は本会の総会における議決権を持たない。

### (入会資格)

第6条 次のいずれかに該当する者は会員となることができない。

- (1) 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、総会屋等の反社会的勢力

- (2) 営利を目的として要支援者の支援を行っている個人・団体
- (3) 要支援者が不利益を被るような物品の販売、勧誘活動等を行っている個人・団体
- (4) 支援活動において、要支援者の思想・信条に反するような宗教的または政治活動を行っている個人・団体
- (5) 第3条に規定される目的に適さないと役員会が判断した個人・団体

#### (入 会)

第7条 本会に入会しようとする者は、別に定める入会申込書（様式第1号）及び誓約書（様式第2号）により申込み、役員会の承認を受けなければならない。

#### (会 費)

第8条 正会員及び賛助会員は、本会の経費に充てるため、次に定める会費を納入しなければならない。

- ・正会員：年 2,000 円
- ・賛助会員：1 口年 5,000 円

2 一度納入された会費は返金しないこととする。

#### (退 会)

第9条 本会を退会しようとする者は、別に定める退会届（様式第3号）を代表に提出しなければならない。

#### (除 名)

第10条 正会員及び賛助会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) 本会の会則又は総会の決議に違反したとき
- (2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (3) 誓約書の確約に反したとき（賛助会員は除く）
- (4) その他除名すべき正当な事由があるとき

### 第3章 役 員

#### (役 員)

第11条 本会の運営にあたり次の役員を置く。

- (1) 代表 1人
- (2) 副代表 2人
- (3) 会計 1人
- (4) 書記 1人

(5) 監事 1人

2 役員の任期は2年とし、再任は妨げない。

(役員を選任等)

第12条 役員を選出は、正会員の互選によるものとする。

2 補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(職務)

第13条 代表は、本会を代表し、会務を統括する。

2 副代表は、代表を補佐し、代表に事故あるときは、副代表がその職務を代理する。

3 監事は、本会の事業並びに会計を監査し、総会に報告する。

(役員会)

第14条 役員会は、次の業務を執行する。

(1) 事業計画の立案および予算の執行に関する事項

(2) 総会に附議する事項

(3) 会員の入退会に関すること

2 役員会は、必要に応じて代表が招集する。

3 役員会の議長は、代表があたる。

4 代表は、役員の3分の1以上から、会議に附議すべき事項を示して、役員会の招集を請求された場合には、その請求があった日から1週間以内にこれを招集しなければならない。

5 役員会は、役員の3分の2以上の出席がなければ、その議事を開き、議決することはできない。

6 役員会の議事は、役員総数の過半数で決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

7 役員会に出席できない役員は、あらかじめ通知された事項について、役員会に出席する者に、その権限を委任することができる。

## 第4章 総会

(総会)

第15条 本会に総会を置く。

2 総会は、正会員をもって構成する。

3 総会は、次の事項を議決する。

(1) 事業計画および予算に関する事項

(2) 事業報告および決算に関する事項

(3) 規定等の制定・改廃に関する事項

(4) 役員を選任

(5) その他代表が附議した事項

4 総会は、年1回以上代表がこれを招集する。

5 代表は、正会員の3分の1以上から、会議に附議すべき事項を示して、総会の招集を請求された場合には、その請求があった日から3週間以内にこれを招集しなければならない。

6 総会は、正会員の過半数の出席がなければ、その議事を開き議決することができない。

7 総会の議事は、この会則に別に定めがある場合を除き、出席正会員の過半数で決し、可否同数のときは代表の決するところによる。

8 総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について代理者にその権限を委任し、または書面で議決に加わることができる。

9 総会の議長は、代表があたる。

## 第5章 会計

(会計)

第16条 本会の経費は、会費、寄付金、その他の収入をもってあてる。

(会計年度)

第17条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

## 第6章 会則の変更

(会則の変更)

第18条 この会則を変更しようとするときは、総会において会員総数の3分の2以上の議決を必要とする。

附 則

1 この会則は令和6年5月18日から施行する。